

令和5年4月25日

第173回 遠野市農業委員会総会議事録

第173回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年4月13日
告示番号 遠野市農業委員会告示第6号
会議年月日 令和5年4月25日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、9番 菊池靖、
10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、13番 佐々木泰文、
14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、
18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義
欠席委員 6番 古屋敷徳夫

会議に出席した職員 事務局長 菊池正浩

事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第173回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第5条許可申請の取下願に係る専決処分の報告について
報告第3号 遠野市農業委員会が定めた別段の面積の廃止に係る専決処分の報告
について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号 農地専門委員会に付議した事項について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する
可否決定について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否
決定について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第6号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
協議第1号 令和5年度農地パトロール（利用状況調査）について
協議第2号 令和5年度「農地の日」の活動について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。皆様、ご起立願います。先唱を16番、小向幸子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第173回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、6番、古屋敷徳夫委員からは欠席の届出があり、14番、奥寺晴夫委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承しましたので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思います。 4月3日、定期人事異動に伴う辞令交付式に参加してございます。 4月21日、遠野市農業再生協議会会計監査に出席してございます。 以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	長	<p>3月25日、土淵（和野・野崎）地区検討会。 3月26日、鱒沢（沢目）地区検討会。 3月26日、土淵（柏崎・須崎・大楢）地区検討会。 3月28日、松崎（3区）地区検討会。 3月30日、附馬牛（安居台・張山・小倉・火渡）地区検討会。 3月31日、遠野地区検討会。 3月31日、小友（山谷）地区検討会。 4月5日、松崎（1区）地区検討会。 4月7日、農地法等申請締切日。 4月10日、令和5年度第1回農地専門委員会。 4月10日、附馬牛（石羽根・花輪・大袋・荒屋）地区検討会。 4月14日、農地転用等現地確認調査。 4月14日、小友（長野）地区検討会。 4月17日、上郷（2・3区）地区検討会。 4月20日、松崎（5・6・7・8区）地区検討会。 4月21日、令和5年度第1回運営委員会。 4月23日、上郷（2・3区）地区検討会。 本日、4月25日、第173回遠野市農業委員会総会。この後、農地利用最適化推進検討会の予定です。 開催場所、出席者等は記載のとおりです。 4月26日以降の主な行事予定については記載のとおりですので、説明を省略いたします。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>【報告事項】 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局	長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、説明いたします。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するも</p>

	<p>のです。件数は13件です。</p> <p>内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号3番は配偶者、9番は孫、11番は弟、その他の番号は子が相続しています。</p> <p>今後については、番号1番、一部貸付、残りは自己管理。</p> <p>番号2番、自己管理。</p> <p>番号3番、一部貸付、残りは自己管理。</p> <p>番号4番、一部のみ自己管理、山林化が見られ、田について農地パトロールが必要と思われます。</p> <p>番号5番、一部貸付、残りは自己管理。</p> <p>番号6番、一部貸付、一部自己管理、荒地化が見られ、畑について農地パトロールが必要と思われます。</p> <p>番号7番、自己管理。</p> <p>番号8番、一部相対で貸付、一部自己管理、荒地化が見られ、田について農地パトロールが必要と思われます。</p> <p>番号9番、荒地化で、一部山林化のため、農地パトロールが必要と思われます。</p> <p>番号10番、11番、相対で貸付。</p> <p>番号12番、一部貸付、残りは自己管理。</p> <p>番号13番、自己管理。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第5条許可申請の取下願に係る専決処分の報告について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号、農地法第5条許可申請の取下願に係る専決処分の報告について、説明いたします。農地法第5条許可申請の取下願について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は1件です。</p> <p>番号1番、令和4年10月の第167回総会、議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について許可相当としておりましたが、参考欄記載のとおり転用事業を取りやめたため、申請を取り下げるものです。当初の転用目的は分譲地造成でございました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p>
17番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、17番、河内委員。</p>
17番委員	<p>17番、河内です。転用事業を取りやめたという内容ですが、ということは分譲事業をもうやめたということで、そのとおりだと思うのですが、ここは何か決定以降から、その土地が動いたとか何かというような変更事項、変更と言いますか、あるかなとも予想されるのですけれども、元々分譲を目的としているので、そういうことから始まっている事業だと思うので、もしその辺おわかりであるのならご説明をいただきたいと思います。</p>
議 長	<p>転用事業を取りやめた理由ということですか。</p>

17番委員	そうです。
農地係長	<p>お答えいたします。転用事業取りやめにつきましては、転用事業者が申請している段階、許可が下りていない段階です。この案件につきましては、申請の段階で都市計画区域内の農地でありまして3,000㎡以上の農地であるので、この転用許可とは別に開発許可という許可を岩手県の方に申請しているのですけれども、そちらの申請の方がなかなか進まないという事情もあり、あとは埋蔵文化財のほうで問題なしとはしていたのですけれども試掘が必要だということもあって、そういった事情から再度検討した結果転用事業を取りやめるということでの申請人からの申出がありましたので、取りやめた理由としてはその2点ということになっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	17番、河内委員よろしいですか。
17番委員	それを受けてなのですけれども、そうすると転用事業をやめられたこの方は作付け等をご自分ではなされないと私は予想するのですけれども、そのやめた後の整備ですか、やめた後の保全とか、そういったことについては受渡人が実施するということによろしいですか。
農地係長	<p>はい、河内委員がおっしゃるとおり、譲り渡し、所有権移転がなされていませんので、譲渡人、所有者の方で引き続き管理ということになります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	17番、河内委員、よろしいですか。
17番委員	はい、ありがとうございます。
議長	その他、質問等ございますか。
1番委員	はい、関連です。
議長	はい、1番、田中委員。
1番委員	この方は高齢だと思うのですが、私の知っている人なのですが、そうすると誰かにやってもらうということですよ。
農地係長	この申請がなされる前につきましては、ご親戚の方が草刈り等の管理をされていたという状態でありました。今後につきましては、その点までは確認しておりませんが、農地ということでの認識はありますので、以前と同様の管理が必要だという認識は持っていたいただいていると思っております。
議長	1番、田中委員、よろしいですか。
1番委員	はい。
議長	<p>その他、質疑等ございますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号、遠野市農業委員会が定めた別段の面積の廃止に係る専決処分報告について、事務局からその内容の説明を願います。</p>

事務局 長	<p>報告第3号、遠野市農業委員会が定めた別段の面積の廃止に係る専決処分報告について、説明いたします。農業経営基盤強化促進法等の一部改正（令和5年4月1日施行）により、農地法第3条第2項第5号の規定が削除されたことから、令和4年3月25日に遠野市農業委員会が定めた別段の面積を廃止することについて、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。6ページに告示の写しを載せています。この関係で農地法の面積要件が廃止になっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p>
13番 委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>13番、佐々木委員。</p>
13番 委員	<p>条文だけ申し上げられてもなかなか理解できないですが、具体的に説明いただければありがたいです。</p>
農地係 長	<p>ご説明いたします。農地を取得する場合、または農地を貸借する場合、農地を取得しようとする者について許可要件があります。4つの許可要件があります。</p> <p>まず、農地のすべてを自ら耕作すること。年間おおむね150日以上常時従事すること。面積につきましては、都道府県につきましては50アール以上経営することとなっております。地域の農地との調和をはかりながら営農を行うこと。この4つを満たす方については農地の権利を取得することができる、というものが農地法第3条第2項になります。今回その面積要件、都道府県については50アール以上という定めがあったのですが、農地法の施行規則によりまして市町村が別段で面積を定める場合は定めていいですよという規定に基づきまして、遠野市においては10アールということで設定して、毎年3月総会で遠野市の別段面積というものを定めて、権利を取得する場合は10アール以上の面積になるようにというところでやってきたものなのですが、今回農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われるにあたり、農地法第3条第2項第5号という面積要件が廃止になり、削除されました。これによって、農地の権利を取得する方は50アール、または別段の面積、これが、面積要件というのがすべてなくなります。経営面積が何平方メートルであっても取得できますというふうに変わりました。それで農地法の面積要件が削除されたことによって別段の面積の効力もなくなるのですけれども、国としては、取得する方に誤解を招くことがないように各農業委員会定めた別段の面積がある場合は廃止してくださいという通達に基づきまして、今回この別段の面積の定めていたものを廃止するということです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>13番、佐々木委員、よろしいですか。</p>
13番 委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>その他。</p>
17番 委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、17番、河内委員。</p>
17番 委員	<p>関連です。特段の面積があったので廃止するというので理解いたしました。公的な決定事項ですので、変更すべきだとか特段の意見はないのですが、面積要件が廃止されたことによって個人で取得できる、または、先ほどのお言葉からすると経営できる面積が少なくなるということで、私、遠野地区で現場等確認しているのですけれど</p>

	<p>も、非常に小さい面積のところは管理されていない状況。ただし、考えればそういった特段の面積がないということは小さな面積でも農業参入できるメリットがある。そのある半面では人員が、耕作できる人員が少なくなる、なくなるという半面があります。この半面の部分を理解していないと進むべき方向を見誤りそうな気がしてならないということだけ、その意味も含めているのではないかなということだけ考えております。その部分での意見でした。回答は結構です。何かあればですが、何もなければそういった意味合いでよろしいのかなと。</p>
事務局 長	<p>今の意見の部分については委員の方から資料としてメールをいただきまして、読ませていただきました。この下限面積の廃止という考え方、国の考え方とすれば、小規模な小さな畑地についても耕作者を求めたいという意図のように、その資料を見ますと感じました。放棄地を少しでも、例えば戸建て、住居にすぐ隣接する小さな畑となってくると、耕作者という認定農業者というのが難しくなってくるのかなというの理解できましたので、そういった面積の小さいものについても地域の方の畑を耕したいと希望があればマッチングしていく時代になってきているのかなということで、委員からいただきました資料で私の方も確認させていただきましたので、制度の趣旨と考え方というのをこれからも理解をすすめて対応して行きたいと思っております。</p>
議 長	<p>17番、河内委員、よろしいですか。</p>
17番 委員	<p>はい、事前に次長の方に資料を提出しておりまして、ただ意見としてということなのでこれに対する回答は特別にはというのは、ということで考えておりましたけれども、丁寧な説明ありがとうございました。</p>
議 長	<p>その他、質問等ございませんか。</p>
3番 委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、3番、多田委員。</p>
3番 委員	<p>はい、付随してという形になりますけれども、今、空き家が多くてその空き家についている農地なんかもあるわけなのですが、そういった農地も農業委員会には届けずに宅地と一緒に買えるということになるのですか。</p>
農地係 長	<p>お答えいたします。それにつきましては、手続きについては今までどおり農地法3条の許可が必要になります。農地を取得する人はいかなる面積であっても農地法3条なりで申請が必要になります。ただし、その面積が今まで10アール以上なければなかったもののその要件だけが撤廃されたということになりますので、それ以外の要件については今までどおり満たしているということでの申請になりますので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、3番、多田委員、よろしいですか。</p>
3番 委員	<p>申請だけすれば通るという考えでいいですか。</p>
農地係 長	<p>それにつきましては、申請の段階で窓口においても自分で耕作すること、年間150日以上。営農計画書を出していただいて、新規で取得する場合には営農計画書を求めている、自給的栽培なのか販売目的なのかということをお問はずに、こういった営農をすところなのかという確認、自分で耕作すること、こういった形で営農していくかという方法ですね、無農薬であるとか慣行栽培であるとか、そういったところを調書、書類として出していただいて、その審査を行なったうえで、あとは現地確認をしたうえで妥当というふうに判断して、という手続きになります。</p>

3 番 委 員	はい。
議 長	はい、多田委員。
3 番 委 員	3要件は必ず確認はしますということですか。
農 地 係 長	そのとおりであります。
議 長	その他、質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からその内容の説明を願います。
事 務 局 長	報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は10件です。 番号1番、賃借人の体調不良により解約するものです。 番号2番から9番、同一の賃借人で、体調不良により解約するものです。 番号10番、賃貸人が別の方に貸すため解約するものです。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。
3 番 委 員	このことについてちょっと。
議 長	はい、3番、多田委員。
3 番 委 員	この方は、農地相談会に来た時実際は14件くらい解約したいという相談がありまして、一応解約の様式書を本人に持っていきまして、多分今回出ているのが8件くらいなので同意が取れていない方がいらっしやると思いまして、今後もさらに出てくる可能性はあると思われます。どうしても体調の面でできないということなので、私どもの方で無理にやれとはなかなか言えなかったもので、とりあえずは解約の届出をするようにということで指導しましたので、そのような形になると思われます。
議 長	その他、質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第5号、農地専門委員会に付議した事項について、私の方から報告いたします。令和5年4月10日に開催した令和5年度第1回農地専門委員会で協議した(1)農地パトロール、(2)農地の日の活動、の2点について多田登農地専門委員長から報告を受けましたので、私の方から総会への報告をいたします。 1点目、農地パトロールの実施にあたっては、今年度も各地区で事前調査を実施し調査対象の農地を選定、事務局との調整を行い、6月下旬から7月上旬で実施することで確認しました。なお、昨年度6月上旬に行った利用意向調査後の現地確認については、農地パトロール実施日にあわせていくことで確認したとのことでした。 2点目、県内の農業委員会が一斉に取り組む農地の日の活動については、農地パト

	<p>ロール出発式は今年度も6月の総会開催日にあわせ行うこととし、各地区に配布している農地パトロール実施中のマグネットを農地パトロールの際に移動車に貼りPRすることとしました。農地相談会については、例年より1カ月遅く開催することで確認したとのことでした。なお、農地パトロール、農地の日の活動につきましては、本日の総会で協議をしていただくこととしています。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農地専門委員会の皆様大変ご苦勞様でした。</p> <p>それでは、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。</p> <p>発言しようとするときは、挙手のうえ、遠野市農業委員会会議規則第20条の規定により議長の許可を受けてから発言を願います。また、自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に17番、河内克倫委員、18番、佐々木義弘委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>
農 地 係 長	<p>9ページ、10ページです。第173回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計7件、50,189㎡。</p> <p>利用集積、今月計45件、225,524㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、18,281㎡。</p> <p>法第5条、今月計5件、2,897.96㎡。</p> <p>適用外、今月は申請ありませんでした。</p> <p>法第18条第6項、今月計10件、57,825㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局から説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>11ページです。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、貸出人は労力不足のため貸し付けるものです。借受人は相手方の要請により借り受けるものです。</p> <p>番号2番、両者はこれまで基盤法で貸借しておりましたが、期間満了により、農地法第3条で貸し借りするものです。</p> <p>以上2件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の佐々木と申します。2件につきまして、4月14日、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で現地調査をいたしました。問題なかったことを報告</p>

議 長	<p>いたします。</p> <p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農地係長	<p>12ページです。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人は市外に居住し耕作できないことから、所有しているすべての農地を売り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は弟及び母の死亡により農地を相続しましたが、県外に居住し耕作できないことから売り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号3番、譲受人は規模拡大のため譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。</p> <p>番号4番、譲受人は新規で営農を行うため譲り受けるものです。譲渡人は譲受人からの要請により譲り渡すものです。</p> <p>番号5番、譲受人は昨年空き家を購入し県外から移住しましたが、新規で営農を行うため譲り受けるものです。譲渡人は市外に居住し耕作できないことから売り渡すものです。</p> <p>以上5件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>推進委員の松田朋幸です。4月14日、事務局3名、農業委員2名、推進委員2名で現地確認をいたしました。農地は管理された状態で、事務局の説明どおり何ら問題はありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●●担当、石直です。4月14日に農業委員2名、推進委員2名、事務局3名、計7名で現地確認を行いました。区画整備された広大な場所にありまして、給排水設備も整って立派なところで、問題はありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区担当の菊池勝です。4月14日、事務局3名、農業委員2名、推進委員3名、</p>

		<p>よる中間管理権の設定です。</p> <p>番号16番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号17番、新規で、契約期間10年の貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号18番、19番、更新です。</p> <p>番号20番、新規で、契約期間10年の貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号21番から25番、更新です。</p> <p>番号26番、新規で、契約期間5年の貸借権設定です。</p> <p>番号27番、更新です。</p> <p>番号28番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号29番、30番、更新です。</p> <p>番号31番から33番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号34番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号35番、新規で、契約期間5年の貸借権設定です。</p> <p>番号36番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号37番から45番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。番号3番について質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>番号3番を除く44件について、質疑等ございませんか。</p>
7番委員		はい。
議	長	7番、綱木委員。
7番委員		34番の議案で、麦となっていますけれども、これは今年から栽培ですか。また、小麦なのか大麦なのか。
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	会議を再開いたします。

事務局次長	先ほどのご質問にお答えいたします。小麦での申請でございます。
議長	7番、綱木委員。
7番委員	今年の秋に播種するということですね。
議長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議長	会議を再開いたします。
事務局次長	今年の秋からの作付けと思われま。
議長	7番、綱木委員、よろしいですか。
7番委員	はい。
議長	その他、質疑等ございますか。
16番委員	休憩いいですか。
議長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議長	会議を再開いたします。 その他、質疑等ございますか。
議長	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。 (休憩)
議長	会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
議長	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。 (休憩)
議長	会議を再開いたします。
議長	【日程第5】 日程第5、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。

農地係長	<p>23ページです。議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、転用目的は植林であります。申請人は長年にわたり■■■■■を行ってきましたが、高齢であり、申請地は傾斜地で山林に囲まれていることから、今後山林として利用するためカラマツ3,400本を植林しようとするものです。申請地は、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であります。第2種農地の例外許可規定の代替性、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない場合、ここの土地でなければできないという代替性に該当し、許可ができるものと判断いたしました。また、申請地は農振農用地でありましたが、令和5年3月31日付けで遠野市長から遠野農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けております。事業費につきましては自己資金により確保する計画で、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上1件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区担当の菊池勝です。4月14日現地確認で、メンバーは先ほどと同じ8名でございます。■■■■■にあたります。■■■■■の、そこに■■■■■という■■■があります。そこから少し上がった場所にありまして、前は■■■■■でしたけれども、■■■■■を全部伐採して整備されておりました。植林をするということでしたので、問題はありません。</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第6】 日程第6、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>24ページです。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、自己住宅の建築を目的とした転用です。申請人は現在借家に暮らしていますが、生活安定のため、申請地を購入し自己住宅を新築しようとするものです。申請地は休耕している田で、市道に接し生活の利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は、都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資予約証明書を確認しております。</p> <p>番号2番、携帯電話基地局設置工事のための作業場、資材置場を目的とする一時転</p>

	<p>用で、転用期間は5カ月となります。申請地は携帯電話基地局の建設地内にあり、工事の効率性から適地として選定したものです。申請地は第1種農地であります。3年以内の一時転用であることから許可できるものと判断いたしました。工事完了後は速やかに原状回復する計画であることを事業計画書で確認しております。事業費については自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>番号3番、土木建設用の資材置場を目的とする転用です。申請人は、資材置場及び運搬専用コンテナ置場が不足しているため資材置場を拡張しようとするものです。申請地は休耕している田で、既存の資材置場と隣接していることから、適地として選定したものです。申請地は第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であり、申請地以外で既存の資材置場に隣接する土地は他にないことから、第2種農地の不許可の例外である代替地がない場合に該当し、許可できるものと思われま。申請地は農振農用地でありましたが、令和5年3月31日付けで遠野市長から遠野農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けております。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>番号4番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在借家に暮らしていますが、子供の成長により手狭となったことから、申請地を購入し自己住宅を新築しようとするものです。申請地は休耕している田であり、学校や商業施設に近く利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は、都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資証明書を確認しております。</p> <p>番号5番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在実家に家族9人で暮らしていますが、子供の成長により手狭になったことから、祖母からの贈与により自己住宅を建築しようとするものです。申請地は実家に隣接し生活上の利便が良いこと、将来親の面倒を見ることを考慮し、適地として選定したものです。申請地は休耕中の畑で第1種、第3種に該当しない第2種農地であります。既存集落に接続し設置されるものであり、集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資証明書を確認しております。</p> <p>以上5件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>議長から提案します。1時間経過しましたがけれども、このまま継続いたします。ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当の菊池勝です。1番と4番です。</p> <p>1番、場所は、■■■■■の入り口がありますが、その入り口のところに■■■■■がありますが、その道路向いにあたります。住宅地でありまして、その土地そのものは管理されている土地でありました。問題ありません。</p> <p>4番、場所は、■■■■■■■■■■■■■■■があるのですが、その裏手の道路に接する場所です。分譲でして、分譲の一角に住宅ということでしたので、問題ありません。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当、五十嵐です。14日に、事務局3名、農業委員2名、推進委員2名、計7名で現地を確認してきました。事務局の説明どおりで、問題ないことを確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の松田です。4月14日、事務局3名、農業委員2名、推進委員2名で現地確認をしました。場所は■■■■■■、■■■■■■であります。■■■の資材置場の隣で、</p>

		説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【協議事項】 次に協議事項。協議第1号、令和5年度農地パトロール（利用状況調査）について、協議いたします。事務局にその内容の説明を願います。
事務局次長		別紙、協議第1号をご覧ください。 令和5年度実施計画（案）。前年度との変更点について。利用意向調査後の現地確認の時期を変更することとし、令和5年度は6月30日から7月11日、農地パトロール（利用状況調査）と同日に実施する計画としております。 スケジュールについて。本日、事前調査リストの提出依頼、この後説明します。5月25日（次回総会）までに事前調査リストの提出。6月26日、出発式及び説明会。6月から7月11日、令和5年度農地パトロール（利用状況調査）と令和4年度分利用意向調査後の現地確認を実施します。 実施日の日程案を昨年度ベースで組みましたので、都合が悪い地区については4月28日までに事務局までご連絡をお願いします。 別紙をご覧ください。農地パトロール事前調査について（お願い）です。 推進班で事前に農地調査を実施し、6月30日から7月11日に行う農地パトロールで調査すべき農地（主に再生利用が困難な荒廃農地）のリストアップをお願いします。リストアップした農地の他に「令和4年度分利用意向調査後の現地確認調査希望あり」のリストに掲載している農地も調査しますので、これを踏まえて、1日にパトロール可能な筆数をリストアップしてください。 農地パトロール実施までの流れ。1、令和5年度農地パトロール農地リストに記入して事務局に提出をお願いします。地目、面積が不明な場合は空欄で構いません。最低限、農地の地割地番を記入してください。調査する農地の地割地番が分からない場合は図面等で事務局に確認し記入してください。提出日は5月25日まで、農業委員会事務局までお願いします。2、提出されたリストの所有者等を事務局が調査する。3、提出されたリストに荒廃農地でも非農地にできない農地等が含まれていた場合は、推進班に情報を伝え、事務局でリストから削除する。農地パトロールを実施しなくても、必要に応じて推進班で指導等対応を行うこと。4、令和5年度農地パトロール（利用状況調査）を実施する。 農地の調査に時間がかかりますので、提出期限の厳守にご協力をお願いします。次のページに調査リスト表が載っています。なお、第1回検討会がこの総会終了後にありますけれども、その際に、各地区に地区ごとのリストを載せた部分を配布します。 説明は以上です。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号、令和5年度農地パトロール（利用状況調査）については、提案のとおりとすることといたします。

事務局次長	<p>協議第2号、令和5年度「農地の日」の活動について、協議いたします。事務局にその内容の説明を願います。</p> <p>別紙、協議第2号をご覧ください。令和5年度「農地の日」の活動について。 2、令和5年度実施計画（案）。</p> <p>（1）農地パトロール出発式及び活動PR。目的ですが、農地パトロールの目的である遊休農地の発生防止と耕作放棄地の解消、並びに農業委員会活動を広く周知する。出発式の日時は6月26日、午前9時予定としております。場所は、遠野市役所本庁舎3階大会議室。内容は、耕作放棄地解消宣言。活動PRとしましては、実施日が農地パトロール実施日。場所は市内。内容は、各地区に配布している「農地パトロール実施中」のマグネットを農地パトロールの際に移動車に貼り、活動をPRする。可能な範囲でのぼりを携帯する。</p> <p>（2）農地等相談会。目的は、各地区で相談会を開催することによって農家の利便に寄与するとともに、地域における農地利用最適化の推進を図る。開催日は、11月27日から12月4日まで予定しております。場所は、各地区センター及び宮守総合支所。内容につきましては、農地にかかる相談、農業者年金制度説明。担当地区農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局員で相談等対応。その他といたしまして、周知ですが、各地区センター、JA等へのポスター掲示、チラシの配布。遠野TV、アグリガイドを活用して周知を計画しております。</p> <p>裏側をご覧ください。過去の活動実績でございます。「農地の日」の活動として一般社団法人岩手県農業会議に報告した内容になります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
15番委員	はい。
議 長	15番、多田委員。
15番委員	15番、多田です。今の説明でちょっと確認したいところが。活動実績で、29年度からずっとそのままになっていますけれども、28年度からエゴマの活動もやりましたし、それからヒマワリも。
事務局次長	<p>お答えいたします。2ページ、3の活動実績につきまして先ほど説明しましたけれども、一般社団法人岩手県農業会議に報告した内容で、確かにエゴマとかヒマワリにつきましては遊休農地の活動としては実施しております、実績としては当然ありますけれども、「農地の日」の活動ということで、今回であれば6月26日を予定としておりますし、「農地の日」のパトロールの実績としては記載したとおりで実施しておりますので、それを記載した内容となっておりますので、エゴマ等につきましては遊休解消としてやっておりましたので以上の記載となっております。</p>
15番委員	はい、了解しました。
議 長	<p>その他、質疑等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第2号、令和5年度「農地の日」の活動については、提案のとおりとすることといたします。
議 長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>

議 長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、事務局からは。</p>
事 務 局	<p>ありません。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>それでは、以上をもちまして、第173回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p>
	<p>午後 2 時55分閉会</p>
	<p>署 名</p> <p>遠野市農業委員会会議規則第32条第 2 項の規定により、ここに署名する。</p>
	<p>令和 年 月 日</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p>
	<p>同 番 _____</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>

